

山梨県新しい国スポ・全スポあり方検討懇話会開催要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、令和14年に開催される第86回国民スポーツ大会本大会及び第31回全国障害者スポーツ大会（以下「大会」という。）の本県招致を目指すに当たり、大会のあり方の参考とするため、有識者から幅広く意見を聴取することを目的として開催する山梨県新しい国スポ・全スポあり方検討懇話会（以下「懇話会」という。）の運営について、必要な事項を定めるものとする。

(意見を求める事項)

第2条 懇話会は、次の各号に掲げる事項について、専門的見地等に基づく意見を聴取する。

- (1) 大会の運営に関する事項
- (2) 大会開催によるスポーツ振興に関する事項
- (3) 大会開催による地域活性化に関する事項
- (4) その他大会開催に必要な事項

(構成員)

第3条 懇話会は、意見を求める事項に関して知識又は経験を有する者のうちから、山梨県観光文化・スポーツ部長が依頼する委員をもって構成する。

(会議)

第4条 懇話会は、山梨県観光文化・スポーツ部長が招集する。

- 2 懇話会に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 3 座長は会議を進行する。
- 4 懇話会に副座長を置き、座長が委員の中から指名する。
- 5 座長に事故のあるときは、副座長が代理する。
- 6 山梨県観光文化・スポーツ部長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を懇話会に出席させ、意見を求めることができる。

(庶務)

第5条 懇話会の庶務は、山梨県観光文化・スポーツ部スポーツ振興課において行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、山梨県観光文化・スポーツ部長が定める。

附則

この要綱は、令和5年1月23日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。